

最低賃金の減額の特例許可申請書 チェックリスト
(「精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者」バージョン)

項 目	確認欄
①事業の種類	
日本産業分類の小分類で記入している。	
②事業の名称	
法人又は個人事業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等、減額特例対象許可労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入している。	
減額特例許可対象労働者が就労する作業場が単に作業を行うだけで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称と作業場の名称を記入している。	
③事業の所在地	
減額特例許可対象労働者が就労する「②事業場」の所在地を群馬県から記入をしている。	
減額特例許可対象労働者が就労する作業場が単に作業を行うだけで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地と作業場の所在地を記入している。	
④減額の特例許可を受けようとする労働者	
許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入している。	
許可を受けようとする労働者の雇用契約期間内の申請となっている。 (雇用契約書等雇用契約期間が判る資料を添付している。)	
⑤精神又は身体所の障害の態様	
「精神障害保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等公的機関が発行した資料に基づいて、正確に記入している。(「精神障害保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等公的機関が発行した資料を添付している。) ※公的機関が発行した資料がない場合は、管轄の労働基準監督署にご相談ください。	
公的機関が発行した資料に有効期間がある場合は、有効期間内の資料となっている。	
⑥従事させようとする業務の種類	
減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入している。	
⑦労働の態様	
始業・終業時刻、作業内容、作業量等詳細に記入している。 (記入欄が足りない場合は別紙に記入して、添付している。)	
⑧減額の特例許可を必要とする理由等	
減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入している。	
労働能率の低さが、いわゆる不器用等に起因したものとなっていない。	

⑨減額の特例を受けようとする最低賃金	
(群馬県最低賃金の場合) 件名は「群馬県最低賃金」、最低賃金額は現在の群馬県最低賃金額を記入している。	
(群馬県最低賃金及び特定最低賃金の場合) それぞれの件名、最低賃金額を記入している。	
⑩金額	
減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能率、経験などを勘案して定めた減額率に対応した額以上で、実際に支払おうとする賃金額(時間額)を記入している。	
⑪減額率	
減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に比較した上で、減額できる率の上限となる数値を算出している。	
減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率の定めて、記入している。	
総合的に勘案した結果として、申請する減額率が、労働能率の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっている。	
小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までの表記としている。	
⑫理由	
法令、許可に基づき当該減額率を定めた理由を記入している。	
事前に、過去2週間程度、⑥「従事させようとする業務の種類」に記載されている作業の種類ごとに比較して、減額率算定表を作成の上、添付している。	
⑬都道府県労働局長	
事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出している。	
減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出している。	
⑭使用者	
法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請をしている。	